

鹿 児 島 県 公 報

平成25年12月17日（火）第2967号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告	示	
○保安林の指定		（森づくり推進課取扱い） 1
○保安林の指定の解除予定（2件）		（森づくり推進課取扱い） 1
○道路の区域の変更		（道路維持課取扱い） 2
	公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する公告		（商工政策課取扱い） 2
○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（2件）		（商工政策課取扱い） 3
○開発行為に関する工事の完了公告		（建築課取扱い） 5
	教 育 委 員 会 規 則	
○鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則（※）		（高校教育課取扱い） 5
	公 安 委 員 会 告 示	
○遊技機の型式の検定の告示		（生活環境課取扱い） 5

告 示

鹿児島県告示第1241号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成25年12月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 保安林の所在場所
南九州市川辺町神殿字猿之内5233番，5234番
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は，定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1242号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により，次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年12月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿児島市五ヶ別府町字笠木434番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1243号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年12月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
肝属郡肝付町南方字丸山1610番8
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

鹿児島県告示第1244号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年12月17日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年12月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	鹿児島県知事 伊藤祐一郎	
				敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	永吉入佐鹿児島線	鹿児島市山田町字井原園 2923番1地先から同市山田町字横手2335番4地先まで	前	23.0～50.0	71.5
			後	23.0～47.0	71.5

公 告**大規模小売店舗の新設に関する公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成25年12月17日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年12月17日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年12月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス御陵下店・ほっともっと川内高校前店
薩摩川内市御陵下町字住連木201番3 外5筆

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等及び住所
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
株式会社プレナス 代表取締役 塩井辰男
福岡市博多区上牟田一丁目19番21号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
濱崎香織
薩摩川内市御陵下町39番32号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年7月30日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,556平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
A棟北側及び東側 60台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
第1駐輪場 A棟北東側 6台
第2駐輪場 A棟北西側 14台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
A棟東側 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
廃棄物等保管施設1 A棟内南東側 11立方メートル
廃棄物等保管施設2 B棟西側 1立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 株式会社コスモス薬品
 - (ア) 開店時刻 午前10時
 - (イ) 閉店時刻 午後10時
 - イ 濱崎香織
 - (ア) 開店時刻 午前8時
 - (イ) 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
1箇所 建物敷地北東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成25年11月29日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年12月17日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年12月17日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年12月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア クロスプラザ南栄

鹿児島市南栄一丁目11番1

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前 (仮称) アクロスプラザ南栄

イ 変更後 アクロスプラザ南栄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

ア 変更前 株式会社ジーユー 代表取締役 柚木治

東京都港区赤坂九丁目7番1号ミッドタウン・タワー

イ 変更後 株式会社ジーユー 代表取締役 柚木治

東京都港区赤坂九丁目7番1号ミッドタウン・タワー 外2社

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

ア 変更前 午後8時

イ 変更後 株式会社ジーユー 外1社 午後8時

株式会社ゲオ 午後10時

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前9時30分から午後8時30分まで（ただし、年間2日間は午前5時30分から午後8時30分までとする。）

イ 変更後 午前9時30分から午後10時30分まで（ただし、年間2日間は午前5時30分から午後10時30分までとする。）

3 変更年月日

(1) 2の(1)及び(2) 平成25年11月27日

(2) 2の(3)及び(4) 平成25年12月5日

4 届出年月日

平成25年12月4日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があつたので、関係書類を平成25年12月17日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年12月17日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年12月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー加治木店

始良市加治木町本町180番地

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前 午前9時

- イ 変更後 午前7時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 午前8時30分から午後11時30分まで
 - イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで
- 3 変更年月日
 - 平成25年12月6日
- 4 届出年月日
 - 平成25年12月5日

.....

開発行為に関する工事の完了公告
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成25年12月17日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
始良市東餅田字下鋤カキ2796番1，2817番4の一部，2817番5の一部及び4623番1の一部
- 2 公共施設の種類，位置及び区域
 道路 始良市東餅田字下鋤カキ2796番1の一部，2817番4の一部，2817番5の一部及び4623番1の一部
 公園 始良市東餅田字下鋤カキ2796番1の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
 始良市平松7229番地1
 有限会社始良土地開発
 代表取締役 町田周二

教育委員会規則

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成25年12月17日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第11号

鹿児島県立高等学校学則の一部を改正する規則
 鹿児島県立高等学校学則（昭和27年鹿児島県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鹿児島県立顕娃高等学校の項中「普通科」の次に「，機械電気科」を加える。

附 則

この規則は，平成26年4月1日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第136号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年12月17日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRダービースタリオンZZ・Y	株式会社サンセイアールアンドディ	3P0906

ぱちんこ遊技機	CRダービースタリオンRR・Y	株式会社サンセイアー ルアンドディ	3P0971
ぱちんこ遊技機	CRモンスターハンターEWN	サミー株式会社	3P1001
回胴式遊技機	パチスロ リングFSA	株式会社藤商事	3S0388
回胴式遊技機	ゲゲゲノキタロウFSF	株式会社藤商事	3S1003
回胴式遊技機	クイーンオアシスDX	株式会社パイオニア	3S0679
回胴式遊技機	アナザーゴッドハーデス-X	株式会社ミズホ	3S0800
回胴式遊技機	パチスロコブラAB	株式会社SNKプレイ モア	3S0862
回胴式遊技機	ラグランジェZR	サミー株式会社	3S0984
回胴式遊技機	バジリスク絆TK	株式会社エレコ	3S1000